

山梨県選挙管理委員会告示第十七号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第二百九十四条第一項の規定による山梨県における各選挙区の候補者一人についての選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和八年一月二十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 秋山

洋

山梨県第一区 二千五百三十五万九千六百円

山梨県第二区 二千二百八十七万八百円